

予 算 要 求 資 料

令和 2 年度 9 月 補正 予算

支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：健康増進対策費

事業名 **新** 歯科保健診療車整備事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111 (内 2624)

E-mail： c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 31,480 千円 (現計予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	31,480	0	0	0	0	0	31,480	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例等を踏まえ、自力での歯科受診が困難な障がい児(者)に歯科保健医療を提供するため、県事業として歯科保健診療車による巡回歯科健診や人材育成等の事業を行っている。
- ・障がい児者は一般的に自己による口腔管理ができないため、口腔内の状態が悪いことが多く、重症化しやすい。また、歯科治療には通常に比べ多くの人員と長い時間を要することから、障がい児者の歯科医療を行う歯科医師が不足。
- ・障がい児者歯科ネットワーク協力歯科医を中心として歯科保健医療提供体制を構築しているが、県内の協力歯科医は 37 名 (県内歯科医師の約 2%) の状態であることから、歯科保健医療の提供体制を確保し、早期治療、重症化の予防、誤嚥性肺炎の予防、健康保持のため、それぞれの事業及び事業に必要な歯科保健診療車は重要な役割を果たしている。
- ・現在の歯科保健診療車は今年度で購入から 11 年経過して老朽化が激しく、診療に必要な設備に故障が出ており、更に歯科診療の際に空気中に放出されるエアロゾルを吸引する口腔外バキューム等の感染防止対策の設備が

無い為、安心安全な医療の提供体制を確保する観点から感染防止対策に配慮した歯科保健診療車の更新が必要である。

- ・また、近年、在宅歯科医療、巡回歯科健診、災害歯科医療の重要性が高まっており、診療室の機能を有する歯科保健診療車の活用が重要となる。

(2) 事業内容

- ・県歯科医師会が保有する歯科保健診療車の老朽化並びに感染予防対策の設備が十分ではないこと、障がい者等の歯科医療の提供体制の確保の観点から、更新時期に至ったことを機に、感染予防対策の機能を有した歯科保健診療車の更新に対する補助を行うもの。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・障がい者の歯科診療を提供できる歯科医師は圧倒的に不足していることから、県の障害（児）者の歯科保健医療提供体制を補う歯科保健診療車による巡回検診・訪問診療の果たす役割は極めて大きく、県歯科医師会の歯科保健診療車購入に対する全額補助は適切である。

- ・補助率 10/10

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	31,480	
合計	31,480	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019
- ・岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例
- ・第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画
- ・岐阜県障がい者総合支援プラン

県単独補助金事業評価調書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	歯科保健診療車整備事業費補助金
補助事業者（団体）	岐阜県歯科医師会 （理由） 歯科保健診療車を保有しており、本補助金は当該車両の更新を目的とするものであるため。
補助事業の概要	（目的） 岐阜県歯科医師会が保有する歯科保健診療車は、設備・車両の老朽化が激しいこと、また、新型コロナウイルス感染症対策等の感染予防対策に配慮した車両が必要であることから、機器を含めた車両の更新が必要である。 （内容） 岐阜県歯科医師会が保有する歯科保健診療車を、感染予防機能を加えた車両に更新する費用に対して補助を行う。
補助率・補助単価等	（内容） 岐阜県歯科医師会が保有する歯科保健診療車の更新に対し、岐阜県が車両購入費用を全額補助する。 （理由） 岐阜県における障がい児者に対する歯科医療提供体制が不十分な中、歯科保健診療車による巡回歯科検診・巡回歯科診療が、障がい児者の歯科保健医療提供体制の維持に大きく貢献していることから、県が全額補助することは適当である。
補助効果	障がい児者への適切な歯科保健医療提供体制の維持
終期の設定	終期令和2年度 （理由） 単年度補助のため

（事業目標）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児者への適切な歯科保健医療提供体制の維持、継続していくための支援事業。 <p>指標：障がい者施設巡回歯科保健診療事業患者数（県歯科医師会事業）</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (要求)
補助金交付実績	千円	千円	千円	(予算額) 千円	(要求額) 31,480千円
指標①目標					1,700人
指標①実績				1,647人	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %
指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

(今後の課題)

- ・障がい児者等の歯科医療を行う歯科医師が不足しているため人材の育成が必要。

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価)	○ 障がい児者等の歯科医療の提供体制が十分ではないため、歯科医療提供体制を確保するため歯科保健診療車の更新が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	

(事業の見直し検討)

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

